

受発注システムの改修に係る支援策はありますか？

① 補助金を受けて受発注システムの改修を行いたい場合、どのような手順で申請をすればいいですか？

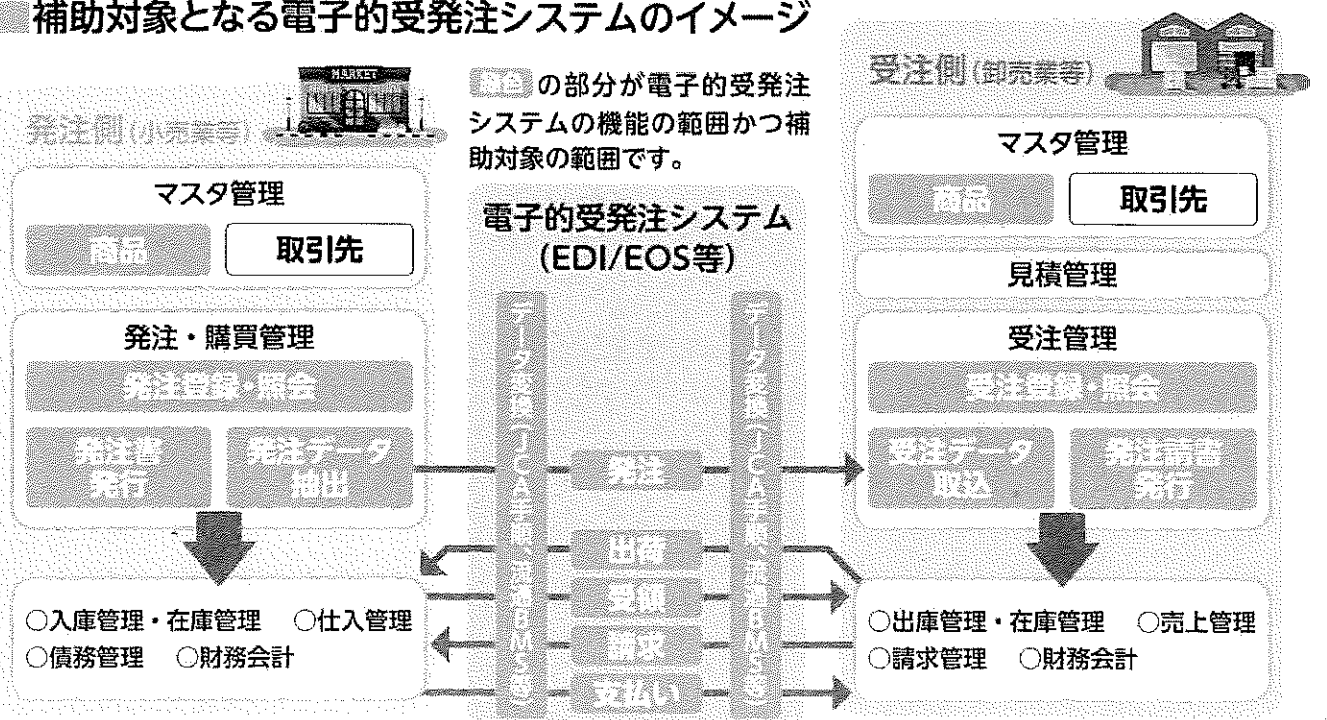


② 補助金の申請は、指定事業者(※)が行いますので、システム改修等の相談を指定事業者と行ってください。
※「軽減税率対策補助金事務局」が公表した代理申請者リストに載っている事業者です。



A 電子的に受発注を行うシステムの改修等について費用の2/3の補助が受けられます。

補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメールでイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

補助金制度の概要

概要	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額上限	(小売事業者等の) 発注システムの場合：1,000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 <p>※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象となります。</p> <p>※リースの場合も対象です。</p>
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダー等が、「代理申請」を行います。
申請のタイミング	<p>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</p> <p>ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請</p>

ここに
注意！

**交付決定前に契約または作業着手をした場合は
補助対象になりませんのでご注意ください！**

補助金の申請は、

- 1 システム改修等に着手する前の「交付申請」
- 2 改修等が完了した後の「事業完了報告」の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



補助金申請の対象期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(平成28年3月29日)

交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了し、事業完了報告が必要です。ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請

平成30年1月31日

このページのポイント チェックしよう！

- 受発注システムの機能や改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則として代理申請となる。
- 交付申請が受理（交付決定）される前に着手した改修・入替は補助対象にならないことに注意する（事前申請）。パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請する（事後申請）。